

【花粉症対策】花粉の飛散の多い日は外出を控えめに。午後1時～3時頃が花粉の飛び時間帯です。

児童医療費助成制度について

お子さまが病気やケガで医療機関等を受診した際の医療費のうち『保険診療分の自己負担金』について助成をします。

●助成対象者

上三川町に住所のある、中学校3年生まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の児童

●助成対象期間

出生日（または転入日）から中学校3年生まで（または転出日の前日まで）

●助成対象となる医療費

保険診療が適用された医療費の自己負担金
 ※保険適用でない予防接種や証明料等、入院時の食事療養費、学校管理下で発生したケガ等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けられる医療費は対象外です。

※高額療養費や付加給付（保険組合により異なります）に該当した場合、給付を受けた額を差し引いて助成します。

●助成の流れ

・栃木県内の医療機関等を受診する場合（現物給付）
 受給資格証と児童の健康保険証を窓口で提示すること、保険診療分の自己負担金について、窓口での支払いがなくなります。
 ・栃木県外の医療機関等を受診する場合や、受給資格証の提示をしなかった場合（償還払い）

窓口にて保険診療分の自己負担金をお支払いください。その後、診療日の翌月1日から1年以内に福祉課（窓口または郵送）に申請をしてください（1年を経過すると、申請できません）。

【必要なもの（窓口での申請）】

- ・児童医療費助成申請書
- ・医療機関等で発行した領収書
- ・受診者名、保険点数（保険診療金額）、負担割合、診療科目、入院・外来の別が記載されているもの。

右記領収書がない場合、医療機関等による保険診療分の証明が必要です（助成申請書に記載欄があります）。

- ・受給資格証
- ・児童の健康保険証
- ・受給資格者名義の口座番号がわかるもの（預金通帳等）
- ・印かん

※その他、別途書類が必要になる場合があります（限度額適用認定証のコピー、高額療養費及び付加給付の支給決定通知書等）。

●助成金の支払い

毎月月末までの受付分を、その翌月の25日（土日祝日の場合は翌営業日）に受給資格者の口座に振り込みいたします。
 ※助成額の決定通知書等は発行いたしませんので、通帳記帳にてご確認ください。

●登録手続きについて

お子さまが生まれたときや上三川町に転入されたとき等に、受給資格証を交付します。住民生活課窓口にて手続きをしてください。

【必要なもの】

- ・児童の健康保険証
- ・印かん

◇受給資格証の色◇

児童の年齢	受給資格証の色
0歳～未就学児	ピンク色
小学生～中学生	ベージュ色

◇受給資格証例◇

児童医療費受給資格証	
公費番号	
受給者番号	
受給者氏名	上三川 太郎 男
住所	栃木県河内郡上三川町 しらさぎ一丁目1番地
児童氏名	上三川 花子 女
生年月日	平成×年×月×日
住所	栃木県河内郡上三川町 しらさぎ一丁目1番地
加入者氏名	上三川 太郎
加入者番号	〇〇〇〇 〇〇〇
加入者番号	12345678
加入者名称	××××健康保険組合
加入者所在地	
受給対象	未就学児 栃木県内の医療機関等現物給付 有効期間 平成27年4月1日から 平成〇年3月31日まで
平成27年4月1日	栃木県河内郡上三川町長 印

医療費適正化のため、正しい受診にご協力をお願いします！ 〜整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき〜

整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設です。負傷原因や症状等によって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

○国民健康保険が使える場合

- ・外傷性のねんざ、打撲、肉離れなど
- ・骨折、脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要です）

○国民健康保険が使えない場合

- ・単なる疲れや肩こり、筋肉痛
- ・内科的疾患による痛みやこり
- ・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険から給付になります）

〜施術を受けるときの注意〜

○負傷原因を正確に伝えてください。

外傷性の負傷でない場合は、国民健康保険は使えません。何が原因で負傷したのかを正しく伝えましょう。



○医療機関との重複受診はできません。

同一部位の負傷について、同時期に柔道整復師による施術と医療機関での治療を重複して受けることはできません。その場合、原則的に柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

○療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう。

療養費支給申請書は、患者さんが柔道整復師に国保の医療費の請求を委任するものです。申請書の内容を確認し、必ず自分で署名をするようにしましょう。（ケガなどが原因でやむを得ず代筆してもらった場合は押印も必要です。）

○施術が長期にわたる場合、医師の診断を受けてください。

長期間施術を受けても痛みが続く場合には、負傷が原因でなく内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

▼問い合わせ先

保険課 国保年金係

☎ 56 9134

●受給資格証の内容に変更があったとき、紛失・汚損したときには受給資格証の再交付をいたしますので、福祉課窓口にて手続きをしてください。

【必要なもの】

- ・児童の健康保険証
- ・印かん
- ・受給資格証（手元にある場合）

●その他、ご不明な点がございましたら左記までご連絡ください

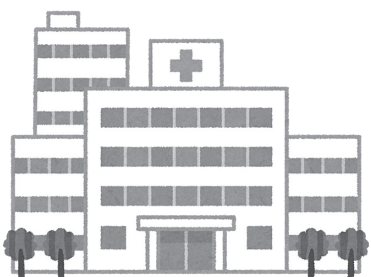
(例)

- ・健康保険証を持たずに受診し、保険が適用されず医療費を10割（100%）自己負担した
- ・弱視、斜視、先天性白内障術後屈折矯正の治療用眼鏡を作った
- ・コルセット等の治療用装具を作った

▼問い合わせ先

福祉課 子ども・子育て係

☎ 56 9130



【花粉症対策】外出時は帽子・メガネ・マスクなどを身につけて花粉が目や鼻に入らないように。